

「応援します!! あなたの農業」



あぐりサポートニュース

福島県農業振興公社だより

第 37号 平成 24年 3月

発行元 福島市中町 8番 2号
財団法人福島県農業振興公社
TEL 024-521-9834 FAX 024-521-8277

第2回福島県農地集積団体連絡会議が 開催されました。

平成24年2月8日(水)郡山市の福島県農業総合センター「多目的ホール」において、福島県と当公社の主催により、福島県、市町村、市町村農業委員会、農地集積円滑化団体等、約100名の関係者が一堂に会して、「第2回福島県農地集積団体連絡会議」を開催いたしました。



この会議は、地域における担い手不足や農地の遊休化が深刻な問題となっている現状において、農地保有合理化法人と農地利用集積円滑化団体の連携強化を図り、本県の農地利用集積を強力に推進することを目的としております。

会議に先立ち、当公社の羽田理事長、福島県農業担い手課の竹内主任主査より挨拶がありました。引き続き、「農地利用集積円滑化事業の役割と課

題について」のテーマで全国農地保有合理化協会審理役の深谷成夫氏より、地域農業マスタープラン策定にあたって「考える視点」や「策定の課題」等について講演をいただきました。

その後、当公社須田審査役が座長となり会議が行われ、(1)平成24年度農地流動化関連予算について、(2)平成23年度農地保有合理化事業及び農地利用集積円滑化事業の実績等について、(3)農地利用集積円滑化事業等における課題等について、(4)東日本大震災による農地保有合理化事業の影響等について、各機関より説明がありました。



出席者からは、地域農業マスタープランの策定にあたっての考え方や、農地集積協力金の交付要件などの質問があり、活発な意見交換を行うことができました。

農地調整課

〔震災・原子力被害情報〕

震災と原子力事故災害の影響について

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により被害を受けられた皆さま並びに今なお困難な避難生活を余儀なくされている皆さまに対し、心よりお見舞いを申し上げます。

この震災と原子力災害による公社事業の被害の状況は次のとおりです。

事業区分	賃貸借	農作業
市町村数	13	6
地区数	23	12
借受件数	1,101	259
貸出件数	412	33
面積(㊦)	825	331
金額(千円)	119,244	54,690

このうち、農地の賃貸借(利用権設定)への対応の状況については、次のとおりです。

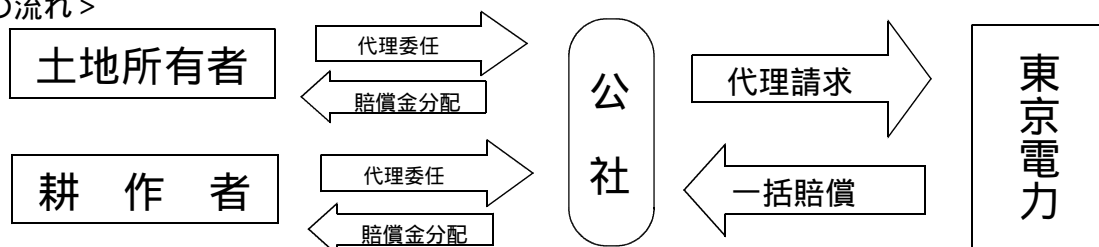
原子力損害(賃借料)賠償

代理一括請求の取扱について

東京電力福島第一原子力発電所の事故により被災した農地の免除した賃借料については、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針で賠償すべき損害と認められており、被災者支援のため、公社が代理人として損害賠償請求の手続きを行うことといたしました。

公社では、集落ぐるみの土地利用調整で転作団地の形成など交換耕作を推進しており、今回の損害賠償にあたっては、権利関係が錯綜していることから、支援を行うこととしたものです。

<支援の流れ>



1. 賃借料の減額協議

を了したものの

1. 賃借料の減額協議	
借入件数	408
貸付件数	207
(未貸付件数)	22
面積(㊦)	386.0
金額(千円)	50,814

2. 民法第609条による

減額請求を行ったもの

2. 民法609条の減額請求	
借入件数	227
貸付件数	
(未貸付件数)	80
面積(㊦)	160.4
金額(千円)	19,418

3. 農業委員会が開催

されず契約不成立

3. 契約不成立(農委未開)	
借入件数	183
貸付件数	18
(未貸付件数)	
面積(㊦)	71.3
金額(千円)	9,732

4. 被害を受けても

賃借料を支払ったもの

4. 被災しても精算した	
借入件数	283
貸付件数	85
(未貸付件数)	
面積(㊦)	207.5
金額(千円)	39,260

農作業の受委託については、全体の約8割が契約の締結を取りやめいたしました。

対象となりますのは、米の作付け制限区域にある農地の次の賃借料です。

土地所有者が公社との協議に応じ免除となった賃借料。

民法第609条による減額請求を行った賃借料。

米の作付けをしなかったが、耕作者が公社に支払った賃借料。

関係者の方々へは、直接公社から郵送で代理一括請求のご案内を差し上げます。

なお、土地所有者が亡くなってまだ相続の手続きが終了していない方、交換耕作で自分の所有地を公社から借り入れた方など、一括代理請求に留意が必要な場合もございます。

— 育成センター —

いわきの助川成光さん、知事賞を受賞！

～平成23年度『福島県農村青年会議』～

福島県農業青年クラブ連絡協議会と当公社の主催による標記会議が、平成24年2月10日(金)郡山市労働福祉会館で開催されました。

この会議は、今回で13回目を迎え、農業青年など約70名が参加し、「プロジェクト発表」、「意見発表」並びに「第3回わらしべ長者的研修」を行いました。研修は、古川勝幸氏に『大震災と原発事故からの再生～未来農業に向けて～』と題した講演(意見交換を含む)をして頂きました。

「プロジェクト発表」は、「施設環境の違いによるトマトの収量と収益の違いについて」を発表したいわき農業青年クラブ連絡協議会の助川成光さんが最優秀賞(知事賞)「意見発表」では、「命を繋ぐ農業」を発表したD”ATCHの菅野瑞穂さんが優秀賞(県農業振興公社理事長賞)を受賞さ

れました。両名は、本年11月開催の東北大会に出場します。なお、他の受賞者は次のとおりです。



「プロジェクト発表」

優秀賞(県農業振興公社理事長賞)

県農業総合センター農業短期大学校 関根 涼

優秀賞(県農業青年クラブ連絡協議会長賞)

D A T E C 佐藤 博章

「意見発表」

優秀賞(県農業青年クラブ連絡協議会長賞)

東白川4Hクラブ 久間木 睦

青年就農給付金が創設されます。

国では、新規就農者を定着させ持続可能な力強い農業の実現を目指し、新規就農の準備段階である就農前の研修期間及び就農直後の所得を確保する給付金を給付する事業について平成24年度から行うこととしています。その事業の概要を紹介いたします。

なお、今回紹介した内容は、事業の概要です。給付要件や手続き等については、農林水産省のホームページ(http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html)でご確認下さい。

青年就農給付金(準備型)

道府県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について年間150万円を最長2年間給付します。

青年就農給付金(経営開始型)

人・農地プラン(東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタ・プランを含む)に位置付けられている(又は位置付けられると見込まれる)原則45歳未満の独立・自営就農者に対し、年間150万円を最長5年間給付します。

今月のコラム

青年就農給付金に期待
この給付金事業は、フランスが1970年代から若者の就農を支援するため年間180万円程度の給付金を支給し、就農10年後の定着率が非常に高くフランス農業の発展に大きく寄与した事例を参考にしたものと言われております。

就農前研修をする人や新しく就農する人には、大変大きな支援になりますが、返還や支給停止を求められる場合もありますので、慎重な給付金の支給が求められます。

また、東日本大震災や原発事故により甚大な被害を受けている今の福島県の農業を理解していただいたうえで、現状に打ち勝つ意欲と実行力をもったやる気のある人が多く就農されることを期待しております。農業は永遠に不滅です。(F.K)

私は、須賀川市で米やきゅうり、山菜を栽培しています。一般消費者が持つ農業に対する様々なイメージの中で、実情とは異なる誤った認識も少なくなく、その多くがネガティブなイメージのようです。私は、それを「正しい理解」へと導きたいと考えています。それが、一般消費者の農業に対する興味・関心の向上や、より魅力ある産業への発展ひいては農業を基幹産業の一つとする福島県の理解やPRにも繋がるものと思うからです。

私自身、就農前後で「農業」の捉え方が変わりました。農家の長男として生まれ育った私は、多少は農業を理解しているつもりでしたが、就農しプロとして働いてみると、それはあくまで「つもり」だったのだと痛感しました。同時に、家族の農業で生計を立て、家族を養うといった覚悟を感じています。その覚悟は今、私の中にもあります。

ですから、農業や農家を正しく理解してもらうには「体験」が一番だと思うのです。一般消費者の農業体験の中で、「学校教育」における子どもたちの野菜栽培や稲作体験、地元特産物の学習をより連動させ、栽培から食事までの流れの体験も極めて重要だと私は考えています。子どもたちの興味・関心はその家族にも波及する期待もできます。そして、地元特産物は、学校で栽培できるものであれば必ず一度は栽培してほしいのです。それが、地元に対する理解にも繋がるからです。

私は、農作業の様子や放射性物質の検査結果等の「事実」、つまり「正しい情報」をFacebookで発信しています。自分たちには当然のことでも他か

(注) 筆者は、先月開催の第51回全国青年農業者会議の「意見発表」で全国農村青少年教育振興会長賞を受賞されました。

ら見ればそうではないことが多々あります。

ですから、ありのままを書いていきます。特に、放射能や自分の想いに関しては



英文でも発信し、それらに対して質問も来ます。例えば、「倒れたイネは食べられないと思っていた。」という声には、倒れる理由や倒れたイネをどのように刈り取るのかを画像を交えて紹介しました。また、情報発信にはPRという側面もあります。私は、「ふくしま丸ごとクレープ」という、福島県産の米粉とそば粉を生地に県産の農産物を含んだクレープでPRできないかと考えています。このような情報発信もまた「正しい理解」へ繋がると思います。

もちろん、これらが全てではないですし、ここから議論が深まればと思います。その中で自分ができることを考え、実践していきたいと思っています。「体験」や「正しい情報」が「正しい理解」へと繋がり、その上で消費者の方々に判断してもらえることが大切です。ただ言うまでもなく、自分たちの農産物が食す人の身体の一部になるという責任を理解し、消費者を、大切な人を想いながら農業をしていかなければなりません。そのためにも、何より自分自身がもっと農業を知り、農産物を知らなければならぬと強く感じています。

編集後記 昨年4月、息子の挙式でインド洋に浮かぶモルディブに滞在した時、水上ヴィラの係が片言の日本語で、「私の国は津波被害の日本を支援した。」と話しました。その時は、そんなに裕福ではない国が何故いち早く日本を支援したのか疑問でしたが、帰国後に調べて納得できました。それは、日本がODA（政府開発援助）で首都マーレ島に建設した防波堤により、スマトラ沖地震の津波では1人も死者が出なかったのです。住民は、「日本のお陰で助かった。」と感謝の念を抱き、

恩返しにと東北の被災地にツナ缶60万個を送りました。小皿に入れた珊瑚礁の白砂と貝を眺めながら、地球の自然・環境そして人々の生活が平穏無事であることを願っています。(T.M)

お問い合わせ

あて先 〒960-8681
福島市中町8番2号 福島県自治会館8F
財団法人福島県農業振興公社 総務課
TEL 024(521)9834 FAX 024(521)8277
URL <http://www.fnk.or.jp>